（削る）

〔野生動物に関する事項〕

（農場周辺の状況把握）

21　大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討すること。

（削る）

（削る）

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

22・23　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

24　飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的にすること。

（削る）

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）

25　野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（給餌設備、給水設備等への病原体による汚染の防止）

26　家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家きんに給与する場合には、これを消毒すること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

27　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

（飲用水の給与）

18　飼養する家きんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

（新設）

（新設）

〔家きんに関する事項〕

（家きんを導入する際の健康観察等）

19　他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

第三　衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

20・21　（略）

（器具の定期的な清掃又は消毒等）

22　飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

（家きん舎外での病原体による汚染防止）

23　家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕）

24　野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

25　家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（ねずみ及び害虫の駆除）

26　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。